公告第58号

経営管理権集積計画の策定について

下記森林について、森林経営管理法第４条第１項により経営管理権集積計画を定めたため、同法第７条第１項により公告する。
なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和８年11月１日

宇和島市長　岡原　文彰

１　経営管理集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	枝番	地目	面積（ha）	経営管理権の存続期間	備考
集宇8-15	津島町増穂 丁322	629	73	－	山林	0.2297	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-15	津島町増穂 乙121-1	638	2	－	山林	0.0181	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-15	津島町増穂 乙121-2	638	3	－	山林	0.0327	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-16	三浦東 511	47	120	－	山林	1.6628	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-16	三浦東 515	47	124	－	山林	0.0789	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-16	三浦東 523	47	131	－	山林	0.2784	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-16	三浦東 1034	47	279	－	山林	0.2655	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-16	三浦東 1071	47	288	－	山林	1.2196	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-16	三浦東 1084	47	295	－	山林	0.3710	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-17	三浦東 3431-1	49	4	－	山林	0.1600	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-18	三浦東 3726番1	49	120	－	山林	0.2184	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-19	三浦東 3730番1	49	123	－	山林	0.7698	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-20	三浦東 3652番2	49	74	－	山林	0.2179	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-20	三浦東 4154	51	143	－	山林	1.6649	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-20	三浦東 4179番1	51	149	－	山林	0.2874	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-21	三浦東 3004番	50	22	－	山林	4.7863	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-21	三浦東 3916番	50	166	－	山林	0.7638	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	
集宇8-22	三浦東 3095番	50	46	－	山林	0.7638	10年 (2026.11.1～2036.10.31)	

２　縦覧場所　　宇和島市産業経済部農林課

３　本公告により、宇和島市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。